

	地域の防犯意識向上と対策強化を推進 練馬区住まいの防犯対策緊急助成事業を実施
と き	4 月 21 日（月）から
U R L	https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/bosai/bohan/sumainobouhantaisaku.html
区は、21日（月）から、防犯カメラやカメラ付インターホンなど、対象の防犯対策物品を購入・設置した方へその費用の一部を助成する「令和 7 年度住まいの防犯対策緊急助成事業」を実施する。 昨年、全国で巧妙かつ凶悪化した侵入犯罪が相次いで発生するなか、区内においても、闇バイトを実行役とする押し入り強盗など侵入窃盗事件が 88 件発生している。 今回、新たに住まいの防犯対策物品の購入・設置費用を助成することで、地域の防犯意識向上と対策強化を推進していく。  ▲事業案内	

【概 要】

- 〔対 象 者〕 区内に住民登録があり、その住宅に現に居住している個人
- 〔対象品目〕 防犯カメラ、カメラ付きインターホン、面格子、人感センサー等
※令和 7 年 4 月 1 日以降に購入したものが対象
- 〔助成金額〕 購入・設置費用の 3 / 4 （助成上限額 3 万円）※ 1 世帯 1 回まで
- 〔申請期間〕 令和 7 年 4 月 21 日（月） から 令和 8 年 2 月 27 日（金）
※予算がなくなり次第、終了
- 〔申請方法〕 区役所本庁舎 7 階 危機管理課窓口、郵送または電子申請
※詳細は、上記の区ホームページにて掲載

【問合せ】練馬区 危機管理課 安全安心係 電話 03-5984-1027